トライアル雇用就促進事業／主催：一般社団法人全国農業会議所

雇用就農をサポート

受入農業法人等　募集

正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農を行います

※正規雇用とは：期間の定めのない契約（「短時間正規雇用」を含む）
※厚生労働省の「トライアル雇用助成金」ではありません
※トライアル雇用後、必ず正規雇用移行の確約を求めるものではありません

受入のメリット

農業法人等に対して
就農希望者**１人当り、1か月につき２万円を支援**（最大３か月まで）
※ 雇用期間が１か月に満たない場合は対象外となりますが、**正規雇用に転換した場合は対象**となります

＜トライアル雇用就農イメージ＞

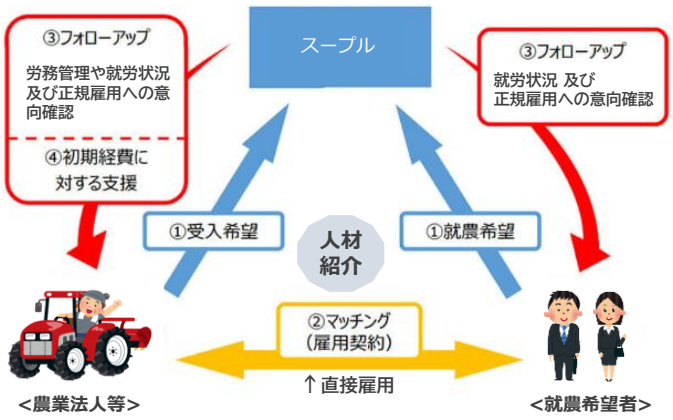

トライアル雇用就農の条件等

- ☑ トライアル雇用就農期間：就農希望者１人につき、１か月単位で最大３か月
- ☑ 受入人数：制限なし
  ただし、全体で50人に達する場合はそれまでとなる
- ☑ 就農希望者を農業法人等に紹介
- ☑ 人材紹介料：無料
- ☑ 農業法人等：労災保険加入の農業法人等
- ☑ 参 加 者 ：安定した職業に就いていない人
- ☑ 対象期間：令和8年2月28日まで
- ☑ 雇用形態：直接雇用（有期）

トライアル雇用就農フロー	農業法人等	就農希望者
申込み・登録	・電話やメール等で申込み ・「求人票」と「自己申告書」※記入 ・「人材紹介基本契約」締結	・電話やメール等で申込み ・「個人情報同意書」記入 ・「履歴書」提出、希望条件等確認
マッチング	・双方の希望や適性・就業条件などを踏まえ、マッチング ・職場見学等の実施 ・受入及び参加　双方の意思確認	
トライアル雇用就農期間中	・労務管理や就労状況の確認 ・正規雇用（無期）への意向確認	
トライアル雇用就農期間終了後	・請求書提出→助成金支給 ・アンケート回答	・必要に応じて他の農業法人等を紹介 ・アンケート回答

※自己申告書とは：職業安定法に規定する求人不受理の対象に該当しないことの申告

お申込み ・ お問合せ先

株式会社スープル　宮崎支店
☎ 0985-20-1700
FAX 0985-20-1719
✉ miyazaki@souple.co.jp
〒880-0867　宮崎市瀬頭2-5-8　ｽｰﾌﾟﾙ宮崎ﾋﾞﾙ
受付時間9：00～18：00　土日祝除く

スープル　検索

トライアル雇用就農促進事業　申込書

正規雇用への移行を前提としたトライアル雇用就農を申込みします。

貴 社 名		
ご 住 所	〒　－	
電話番号		
FAX番号		
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ		
ご担当者	所属・役職	
	氏　名	

誓約事項　　誓約の場合、□にチェックをいれてください。

□ 自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、
次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。
また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

□ 労働者災害補償保険（労災保険）に加入しています。

□ 新たに正規雇用により従業員を雇用する意向があります。

※ 申込みのご連絡をいただいた事業所には、下記の書類をお送りいたします。
ご記入の上、ご提出をお願いいたします。

（１）求人票（兼 労働条件明示書）
（２）自己申告書